

み 監 第 39 号
令和5年 8月25日

みやき町長 岡 毅 様

みやき町監査委員 最 所 一 志

同 武 田 光 邦



「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく審査
意見書について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和4年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、同法第22条第1項の規定に基づく公営企業の資金不足比率等並びに、その算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査した結果に基づく意見書を別紙のとおり提出いたします。

令和4年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

	令和4年度 (%)	令和3年度 (%)	早期健全化基準 (%)
① 実質赤字比率	-	-	13.81
② 連結実質赤字比率	-	-	18.81
③ 実質公債費比率	9.6	9.4	25.0
④ 将来負担比率	-	-	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

各会計ともすべて黒字決算である。良好な財政運営がなされており、早期健全化基準の範囲内である。

(実質赤字比率 -9.81% (前年度 -7.96%) となっている。)

② 連結実質赤字比率について

早期健全化基準の範囲内である。

(連結実質赤字比率 -11.77% (前年度 -10.88%) となっている。)

③ 実質公債費比率について

早期健全化基準の範囲内である。

(実質公債費比率 9.6% (前年度 9.4%) となっている。)

④ 将来負担比率について

早期健全化基準の範囲内である。

(将来負担比率 -17.65% (前年度 -37.34%) となっている。)

(3) 総括意見

令和4年度における財政健全化比率は、前述のとおりで、申し分のない数値となっている。

財政運営としては、数値が表すとおり、堅実な運営が継続されていると言える。国民健康保険特別会計については、法定外繰入金等による影響が大きいとはいえ、5年連続での黒字となったことに加え、財政調整基金をはじめとした基金の状況等から、当分の間においては、問題がないと思われる。堅実な財政を支えているのは、令和2年7月より、ふるさと寄附金新制度に復帰したふるさと寄附金収入による影響が大きいのは確かである。

しかしながら、ふるさと寄附金制度に復帰して、寄附金収入があるとはいえ、返礼品の制限が強化されたこと、今後も制度改正等がなされていくことが想定されることから、制度から除外された以前のような多額の寄附金収入は難しいと思われる。

また、今後の普通交付税額やメディカルコミュニティ施設の大型事業等の起債償還額の影響、義務教育施設の大規模改修工事などの実施状況により、数年後に財政が悪化していくことも懸念される。

ふるさと寄附金収入を経常的な財源として据えるのではなく、今後の財政状況の変化に対応しつつも、新たな財源の確保や行財政改革などを実施しながら、なお一層の効率的で、かつ費用対効果の高い財政運営に努めていく必要がある。そのためにも、個々の事務事業のあり方と進め方については、適宜見直していくことを望むものである。